

令和6年能登半島地震で被災された農林漁業団体の皆さまへ

特例業務負担金の納期限の延長後の 納期限指定のお知らせについて

令和6年1月1日に発生した能登半島地震において被災されたすべての方々に衷心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

当共済組合では、特例業務負担金の納期限の延長をまいりました。

この延長措置の対象地域は復興状況に応じて順次縮小し、令和7年2月以降は奥能登地方の4市町が対象となっておりましたが、今般、厚生年金保険の取扱いが定められたことに準じて、次のとおり取扱うことといたしましたので、お知らせします。

【取扱い】

- 令和6年能登半島地震により被災した次の対象地域に所在地を有する農林漁業団体におかれましては、令和6年1月1日以降に納期限が到来した特例業務負担金（令和5年12月分から令和7年8月分までの特例業務負担金）の納期限を令和7年10月31日とします。

都道府県名	指定地域
石川県	輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町

（参考）この度の上記4市町の所在団体に係る延長後の納期限の決定をもって、全ての被災地域に係る延長措置が終了しました。

《この件に関するお問合せ先》

農林漁業団体職員共済組合（農林年金）業務部管理徴収課

〒101-8580 東京都台東区秋葉原2番3号

電話：03-6260-7808 FAX：03-6260-7819